

第百十三回 参議院議院運営委員会會議録第十四号

昭和六十六年十二月二十一日(水曜日)
午前九時四十九分開会

委員の異動

十二月二十日

辞任

久世 公堯君

十二月二十一日

辞任

杉元 恒雄君

補欠選任

杉元 恒雄君

補欠選任

久世 公堯君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

嶋崎 均君

井上 裕君

高木 正明君

柳川 覺治君

鈴木 和美君

浜本 万三君

鶴岡 洋君

橋本 敦君

橋本孝一郎君

大塚清次郎君

木宮 和彦君

佐藤謙一郎君

斎藤 文夫君

陣内 孝雄君

田辺 哲夫君

高橋 清孝君

松浦 孝治君

山口 哲夫君

議長 土屋 義彦君

副議長 瀬谷 英行君

事務局側

事務局長	加藤木理勝君
事務次長	佐伯 英明君
議事部長	戸張 正雄君
委員部長	辻 啓明君
記録部長	小野 博行君
警務部長	黒澤 隆雄君
庶務部長	菅野 清君
管理部長	長谷川光司君
渉外部長	波多野裕造君

本日の会議に付した案件

○国会に置かれる機関の休日に関する法律案(衆議院提出)

○国会職員給与等に関する規程の一部改正に関する件

○本日の本会議の議事に関する件

○委員長(嶋崎均君) ただいまから議院運営委員会を開会いたします。

まず、国会に置かれる機関の休日に関する法律案を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長(加藤木理勝君) 国会に置かれる機関の休日に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

この法律案は、国会に置かれております機関につきまして、行政機関、裁判所等と同様に、週休二日制を推進することを目的として土曜開庁方式を導入しようとするものであります。

第一は、日曜日並びに毎月の第二及び第四土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、十二月二十九日から翌年の一月三日までの日は国会に置かれる機関の休日とし、当該機関の執務は原則として行わないものとしております。なお、国会に置かれる機関の休日におきましても、当該各機関が必要に応じて権限を行使し、またはその所掌事務を遂行することを妨げるものではないことを規定しております。

第二は、国会に置かれる機関に対する申し立てその他の行為の期限で、一定の要件に該当するものについては、その期限である日が国会に置かれる機関の休日となる場合は、その翌日をもって期限とみなすこととしております。

なお、以上のほか、附則において、この法律は行政機関の休日に関する法律施行の日から施行することといたしております。

よろしく御承認のほどお願い申し上げます。

○委員長(嶋崎均君) これより採決を行います。

○委員(賛成者挙手) 賛成者挙手

○委員長(嶋崎均君) 全会一致と認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと全会一致をもって決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○委員長(嶋崎均君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○事務総長(加藤木理勝君) 国会職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程案につきまして御説明申し上げます。

この規程案は、国会職員の給料月額等について政府職員に準じた改定を行い、昭和六十六年四月一日から適用するとともに、国会に置かれる機関の土曜開庁に関連して、国会職員の勤務時間制度についても政府職員に準じて改正を行い、両議院の議長が協議して定める日から施行しようとするものでございます。

勤務時間制度の改正について概要を申し上げますと、第一に、日曜日並びに毎月の第二及び第四土曜日等四週間につき二の土曜日は勤務を要しない日とし、勤務時間は、月曜日から金曜日まで及び勤務を要しない日以外の土曜日において割り振ることといたしております。

第二に、各本属長は、勤務を要しない日に特に勤務させる必要がある場合には、かわりの日を勤務を要しない日として休ませることができるとしてあります。

以上でございます。

よろしく御承認のほどお願い申し上げます。

○委員長(嶋崎均君) 本件につきましては、ただいまの事務総長説明のとおり改正することに御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○委員長(嶋崎均君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(嶋崎均君) 次に、本日の本会議の議事に関する件を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長(加藤木理勝君) 本日の議事は、冒頭、日程第一ないし第三につきまして、内閣委員長が報告されます。採決は、二回に分けて行います。

す。まず、日程第一について採決し、次いで、日程第二及び第三を一括して採決いたします。

次に、日程第四及び第五について、法務委員長が報告されます。採決は、両案を一括して行います。

次に、日程第六について、文教委員長が報告され、久保亘君十分の討論の後、採決いたします。

次に、国会に置かれる機関の休日に関する法律案の緊急上程でございます。まず、本案を日程に追加して議題とすることを異議の有無をもってお諮りいたします。異議がないと決しますと、議院運営委員長から報告の後、採決をいたします。

以上をもちまして本日の議事を終了いたします。その所要時間は約二十五分の見込みでございます。

○委員長(嶋崎均君) ただいまの事務総長説明のとおり、本日の本会議の議事を進めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(嶋崎均君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

暫時休憩いたします。

午前九時五十三分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕

〔参照〕

国会に置かれる機関の休日に関する法律案

要綱

第一 国会に置かれる機関の休日

一 日曜日並びに毎月の第二土曜日及び第四土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、十二月二十九日から翌年の一月三日までの日は、国会に置かれる機関の休日とし、当該機関の執務は、原則として行わないものとする。〔第一条第一項関係〕

二 国会に置かれる機関の休日に当該各機関がその権限を行使し、又はその所掌事務を遂行することを妨げるものではないこと。〔第一条第三項関係〕

第二期限の特例

国会に置かれる機関に対する申立てその他の行為の期限で法令で規定する期間をもつて定めるものが国会に置かれる機関の休日に当たるときは、国会に置かれる機関の休日の翌日をもつてその期限とみなすこと。ただし、法令に別段の定めがある場合は、この限りでないこと。〔第二条関係〕

第三 附則

この法律は、行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)の施行の日から施行すること。

国会職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程案

国会職員の給与等に関する規程の一部を改正

する規程

第一条 国会職員の給与等に関する規程(昭和二十二年十月十六日両院議長決定)の一部を次のように改正する。

第六条の五ただし書中「特殊な勤務」を「特別の勤務」に改め、同条に次の二項を加える。

日曜日及び週休土曜日(毎月の第二土曜日及び第四土曜日並びに両議院の議長が協議して定めるところによりこれらの土曜日と合わせて毎四週間につき二となるように各本属長が国会職員ごとに指定するこれらの土曜日以外の土曜日をいう。以下同じ。は、勤務を要しない日とし、前項の勤務時間は、両議院の議長が協議して定めるところにより、週休土曜日のある週にあつては月曜日から金曜日までの五日間、それ以外の週にあつては月曜日から土曜日までの六日間においてその割振りを行うものとする。ただし、各本属長は、特別の勤務に従事する国会職員については、両議院の議長が協議して定める期間につき一週間当たり一日以上の割合で勤務を要しない日を設ける場合に限り、両議院の議長が協議して定めるところにより、勤務を要しない日及び勤務時間の割振りについて別に定めることができる。

各本属長は、国会職員に前項の規定による勤務を要しない日において特に勤務すること命ずる必要がある場合には、両議院の議長

が協議して定めるところにより、同項の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日」という。)のうち両議院の議長が協議して定める期間内にある勤務日を勤務を要しない日に変更し、当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。ただし、当該期間内にある勤務日のうち半日勤務時間(通常の勤務日の勤務時間の二分の一に相当する勤務時間として両議院の議長が協議して定める勤務時間をいう。以下同じ。)のみが割り振られている日(以下「半日勤務日」という。)を勤務を要しない日に変更することが困難であるときは、両議院の議長が協議して定めるところにより、半日勤務日以外の勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめ、当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができ。

第六条の八第二項中「一週間」を「一週間当たり」に改める。

第十五条第一項中「二万五千八百円」を「二万六千四百円」に改める。

附則第三項から第七項までを削り、附則第八項を附則第三項とし、附則第九項を附則第四項とする。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第一 特別給料表(第一条関係)

職 名	給 料 月 額
国立国会図書館の館長	一、三三八、〇〇〇円
各議院事務局の事務総長	一、三〇八、五〇〇円
各議院法制局の法制局長	一、二七九、〇〇〇円
各議院事務局の常任委員会専門員 国立国会図書館の専門調査員	四号給 一、〇三九、〇〇〇円 三号給 九四八、〇〇〇円 二号給 八八五、〇〇〇円 一号給 八二〇、〇〇〇円
各議院事務局の議長又は副議長の 秘書事務をつかさどる参事	八号給 四二八、六〇〇円 七号給 三九二、六〇〇円 六号給 三五五、九〇〇円 五号給 三一九、二〇〇円 四号給 二八五、五〇〇円 三号給 二五四、八〇〇円 二号給 二三〇、一〇〇円 一号給 二二一、〇〇〇円

別表第二 指定職給料表(第一条関係)

号	給 料 月 額
1	479,000円
2	529,000
3	589,000
4	652,000
5	702,000
6	755,000
7	820,000
8	885,000
9	948,000
10	1,009,000
11	1,069,000

備考 この表は、各議院事務局の事務次長その他の職を占める国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

別表第三 行政職給料表(第一条関係)

イ 行政職給料表(一)

職 の 級 数	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	99,100	121,100	141,000	171,700	187,600	205,400	222,900	241,800	271,500	305,900	349,100
2	102,200	126,800	148,000	179,600	195,800	214,100	231,700	251,000	282,800	318,000	363,700
3	105,500	133,500	155,200	187,500	204,200	222,800	240,600	260,300	294,100	330,100	378,300
4	108,800	140,900	162,400	195,600	212,500	231,500	249,500	269,700	305,400	342,200	393,000
5	112,500	147,500	169,800	203,900	220,900	240,200	258,600	279,400	316,900	354,400	407,600
6	116,700	152,900	177,200	212,100	229,100	248,900	267,700	289,000	328,400	366,600	422,200
7	121,100	158,300	184,300	220,200	237,200	257,600	276,800	298,600	339,900	378,800	436,800
8	125,200	163,400	191,300	228,100	245,100	266,500	286,000	308,200	351,400	391,100	451,300
9	128,900	168,100	197,300	235,700	253,000	275,400	295,200	317,800	362,700	403,200	465,500
10	132,200	172,400	203,100	243,100	260,900	284,500	304,400	327,800	373,800	414,800	479,500
11	135,100	176,600	208,800	250,600	268,700	293,600	313,500	336,800	384,400	424,600	490,800
12	138,100	180,700	214,300	258,200	276,300	302,600	322,400	346,300	394,900	433,900	497,200
13	140,500	184,800	219,800	265,200	283,400	311,500	330,800	355,200	404,000	441,700	503,900
14	142,900	187,900	224,800	272,200	290,500	319,900	338,200	364,000	411,100	448,900	510,200
15	145,300	190,800	229,600	278,300	296,300	327,700	345,000	371,200	418,000	455,500	515,000
16	146,900	193,800	234,300	284,300	301,700	334,000	350,900	377,900	422,700		
17		196,700	238,700	288,700	306,600	339,900	356,100	382,400	427,400		
18		199,400	242,300	292,500	310,600	344,100	360,700	386,600	431,700		
19		201,400	245,700	296,200	314,400	348,200	364,800	390,700			
20			248,300	299,000	317,700	352,200	368,900	394,800			
21			250,900	301,700	320,700	356,100	372,900	398,600			
22			253,400	304,400	323,800	360,000	376,600				
23			255,900	307,100	326,900	363,900					
24			258,300	309,800	329,900	367,500					
25			260,700	312,400	332,900						
26			263,100	315,000	335,700						
27			265,300	317,500							
28			267,500	319,900							
29			269,700								

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての国会職員に適用する。ただし、第十五条に規定する国会職員を除く。

ロ 行政職給料表(二)

号	給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1		88,900	123,600	139,500	157,500	182,000	207,500
2		91,600	128,800	145,500	163,700	188,300	214,200
3		94,400	134,100	151,500	169,800	194,500	220,900
4		97,200	139,500	157,500	175,900	200,800	228,200
5		99,800	145,000	163,600	182,000	207,000	235,600
6		102,900	150,300	169,700	188,100	213,300	243,200
7		106,300	155,600	175,500	193,700	219,400	250,800
8		109,900	160,800	181,200	199,000	224,900	258,400
9		113,800	165,900	187,000	204,300	230,300	266,100
10		118,400	170,900	192,400	209,600	235,700	273,600
11		123,600	175,800	197,400	214,600	241,100	281,200
12		128,800	180,500	202,400	219,500	246,500	288,500
13		134,000	185,100	207,200	224,400	251,800	295,800
14		139,100	189,500	212,000	229,300	257,000	302,200
15		144,000	193,700	216,700	234,100	262,100	308,500
16		148,600	197,500	221,300	239,000	267,100	314,700
17		152,900	201,300	226,000	243,300	271,900	320,900
18		157,100	204,900	230,800	247,300	276,400	326,400
19		160,900	208,500	235,100	250,800	280,600	331,600
20		163,800	211,100	239,200	254,200	284,600	336,100
21		166,700	213,300	242,400	257,300	288,500	340,600
22		169,600	215,600	245,200	260,400	292,100	345,000
23		172,400	217,700	247,600	263,400	294,800	348,400
24		175,000	219,800	250,000	266,200	297,300	
25		177,300	221,900	252,200	268,800	299,700	
26		179,500	224,000	254,500	271,400	302,100	
27		181,600	226,000	256,700	273,800		
28		183,700	228,200	258,900	276,000		
29		185,700	230,200	261,100			
30		187,600	232,100	263,300			
31		189,400		265,300			
32		191,200					

備考 この表は、機器の運転操作その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

別表第四 速記職給料表(第一条関係)

職 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	108,800	121,100	141,000	179,600	213,800	240,900	269,400	290,100
2	112,500	126,800	148,000	187,500	222,900	250,200	279,200	300,100
3	116,700	133,500	155,200	195,700	231,900	259,500	289,000	310,100
4	121,100	140,900	162,400	204,700	240,900	268,900	298,800	320,200
5	125,200	147,500	169,800	213,700	249,800	278,700	308,600	331,100
6	128,900	152,900	177,200	222,800	258,700	288,500	318,400	342,500
7	132,200	158,300	184,300	231,800	267,600	298,200	328,400	353,300
8	134,900	163,400	191,200	240,600	276,300	307,900	338,400	364,100
9	137,600	168,100	197,100	249,400	284,900	317,500	347,800	374,200
10	139,300	172,100	202,600	258,200	293,400	327,000	355,200	384,200
11		175,000	207,700	267,000	301,400	336,300	361,800	394,100
12		177,400	212,400	275,200	308,700	345,000	368,200	402,000
13		179,400	216,500	283,300	314,800	350,800	374,000	409,100
14		181,400	220,100	291,200	320,500	355,300	379,400	415,900
15		183,300	223,200	298,100	325,600	359,800	384,600	420,700
16			226,000	304,300	329,800	364,000	389,600	425,400
17			228,800	308,700	333,700	368,200	393,700	429,800
18			231,300	312,800	337,300	372,300	397,700	434,100
19			233,800	316,200	340,900	376,300		438,400
20			236,300	319,600	344,400	380,100		442,700
21			238,700	322,900	347,800	383,800		447,000
22			241,100	326,200	351,100			451,200
23			243,500	329,400	354,300			455,400
24			245,700	332,600				
25			247,900	335,700				
26			250,100	338,700				
27				341,600				

備考 この表は、速記に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

別表第五 議院警察職給料表(第一条関係)

職 の 等 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	114,600	140,100	180,100	205,200	231,400	252,800	277,100
2	119,300	147,900	188,200	213,800	240,400	262,200	286,700
3	124,100	155,900	196,600	222,400	249,800	271,600	296,200
4	128,900	163,900	205,100	231,000	259,200	281,100	305,800
5	133,700	172,000	213,700	239,500	268,600	290,600	315,400
6	139,800	179,600	222,300	248,400	278,000	300,100	325,000
7	147,400	187,300	230,800	256,800	287,500	309,700	334,700
8	155,200	195,000	239,200	265,400	297,000	319,300	344,500
9	162,800	202,800	247,600	274,300	306,500	328,900	354,900
10	170,300	210,500	255,600	283,000	316,100	338,500	365,300
11	177,400	218,200	263,900	291,800	325,700	348,100	375,400
12	184,400	225,900	272,200	300,600	335,200	358,100	385,200
13	191,500	233,400	280,500	309,400	344,700	367,500	395,000
14	198,600	240,900	288,900	318,200	354,200	376,600	404,700
15	205,900	248,500	297,400	327,400	363,300	385,100	413,500
16	213,200	256,100	305,900	336,700	372,200	393,300	420,000
17	220,500	263,600	314,400	344,200	380,000	400,000	426,200
18	227,700	271,100	323,600	351,400	387,400	405,700	430,500
19	234,300	278,700	332,500	358,600	393,000	410,300	434,600
20	240,900	286,300	339,100	364,900	398,600	414,300	438,500
21	247,400	293,700	345,500	369,900	402,500	418,300	442,300
22	254,000	300,900	351,900	374,000	406,400	422,000	446,100
23	260,400	308,000	357,600	378,000	410,200	425,700	
24	266,900	315,000	361,400	381,500	413,800	429,400	
25	273,400	321,500	364,800	384,900	417,400		
26	279,900	327,900	368,100	388,300	421,000		
27	286,200	334,200	371,400	391,500			
28	292,400	339,800	374,600				
29	298,300	343,600	377,700				
30	304,200	346,900	380,700				
31	309,400	350,200					
32	314,100	353,400					
33	318,800	356,600					
34	321,900	359,700					
35	324,900	362,600					
36	327,900						
37	330,900						
38	333,600						

備考 この表は、議院警察に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

第二条 国会議員の給与等に関する規程の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「二万六千四百円」を「二万八千七百円」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この規程は、昭和六十三年 月 日から施行する。ただし、第一条中第六条の五の改正規定、第六条の八第二項の改正規定及び附則第三項から第七項までを削り、附則第八項を附則第三項とし、附則第九項を附則第四項とする改正規定並びに第二条の規定は、両議院の議長が協議して定める日から施行する。

2 第一条の規定（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項において同じ。）による改正後の国会議員の給与等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

3 昭和六十三年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高号給又は最高号給を超える給料月額を受けていた国会議員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に連算されることとなる期間、両議院の議長が協議して定める。

(切替期間における異動者の号給等)

4 切替日から第一条の規定の施行の前日までの間において、第一条の規定による改正前の国会議員の給与等に関する規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた国会議員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた国会議員のうち、両議院の議長が協議して定める国会議員の改正後の規程の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、両議院の議長が協議して定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

5 切替日前に職務の級を異にして異動した国会議員及び両議院の議長が協議して定めるこれに準ずる国会議員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、両議院の議長が協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

6 前三項の規定の適用については、国会議員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規程及びこれに基づき定めに従つて定められたものでなければならぬ。

(給与の内払)

7 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(両院議長協議決定への委任)

8 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に關し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

十二月二十一日(水)の議事予定

内閣(長)

大城 眞順君

日程第一 一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第二

特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

法務(長)

塩出 啓典君

日程第四 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第五

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

文教(長)

杉山 令彦君

日程第六 教育職員免許法等の一部を改正する法律案(第百十二回国会内閣提出、第百十三回国会衆議院送付)

討論 久保 亘君(社) 一〇分 反対

(緊急上程予定)

議院運営(長)

嶋崎 均君

国会に置かれる機関の休日に関する法律案(衆議院提出)

十二月十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、「拡声機規制法案」反対に関する請願第四二二二号(第四二五三三)

第四二二二二号 昭和六十三年十二月二日受理

「拡声機規制法案」反対に関する請願

請願者 東京都文京区小石川二ノ三ノ二八

D I K マンション小石川二〇一

小島成二 外十七名

紹介議員 諫山 博君

「拡声機規制法案」(国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律案)を直ちに廃案にされたい。

理由

今国会、「国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律案(拡声機規制法案)」が成立させられようとしている。この拡声機規制法案は、憲法で保障された国民・労働組合・民主団体の言論・表現・集会・結社の自由を

侵害し、労働組合・民主団体等の活動を違法に規制・禁止するおそれが著しい違憲・違法な法案である。とりわけ、(一)国会請願デモとして日比谷公園等から国会に向けて行われるデモについて、シニプレヒコール、護面玄関における要請・激励行動、デモ解散地点における解散・指示活動、(二)安保放棄・反基地闘争・争議解決などの目的でなされるアメリカ大使館等に対する要請活動、(三)政府・官公庁に対して国民・労働組合・諸団体が行う様々な要請行動、(四)その他都内の至る所にある外国公館・外国要人所在地周辺の拡声機を使つた諸々の活動、などが事実上、禁止・制限される。つまり、現場の警察官が、拡声機の使用によつて静穏を害したと一方的に判断でき、これらの活動に対して拡声機の規制にとどまらず、要請行動・デモ等の解散までを含んだ違法・不当な措置がなされ、しかもその措置に従わないと刑罰が課せられることになる。また、この法案は右翼騒音を口実にするものであるが、音の暴力は、軽犯罪法、東京都公害防止条例、刑法(威力業務妨害罪、暴行罪・脅迫罪)などで十分規制できる。問題は、これを全く取り締まらず、野放しにしている取締り当局にある。しかも重大なことは、国民の基本的人権を侵害する憲法違反の法案が、国民に明らかにされず、国民の意見も反映されず、実質審議なしで議決されるという、議會制民主主義を完全に無視した形で強行されようとしていることである。

第四二五三三号 昭和六十三年十二月三日受理

「拡声機規制法案」反対に関する請願

請願者 東京都台東区蔵前四ノ六ノ八東京

ウィンドビル 武藤泰明 外十七名

紹介議員 諫山 博君

この請願の趣旨は、第四二二二二号と同じである。

十二月二十日予備審査のため、本委員会に左の案

件が付託された。

一、国会に置かれる機関の休日に関する法律案
(衆)

国会に置かれる機関の休日に関する法律案

国会に置かれる機関の休日に関する法律

(国会に置かれる機関の休日)

第一条 次の各号に掲げる日は、国会に置かれる機関の休日とし、当該機関の執務は、原則として行わないものとする。

一 日曜日並びに毎月の第二土曜日及び第四土曜日

二 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日

三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日(前号に掲げる日を除く。)

2 前項の「国会に置かれる機関」とは、裁判官、弾劾裁判所、裁判官訴追委員会、国立国会図書館並びに各議院に置かれる事務局及び法制局その他法令に基づき各議院に置かれる機関で両議院の議長が協議して定めるものをいう。

3 第一項の規定は、国会に置かれる機関の休日に当該各機関がその権限を行使し、又はその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

(期限の特例)

第二条 国会に置かれる機関に対する申立てその他の行為の期限で法令で規定する期間をもつて定めるものが国会に置かれる機関の休日に当たるときは、国会に置かれる機関の休日の翌日をもつてその期限とみなす。ただし、法令に別段の定めがある場合は、この限りでない。

附 則

この法律は、行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)の施行の日から施行する。

(予備審査のための付託は同日)
一、国会に置かれる機関の休日に関する法律案
(衆)

十二月二十日本委員会に左の案件が付託された。

昭和六十三年十二月二十三日印刷

昭和六十三年十二月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D